

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 調査研究補助事業に関する内規

1 目的

医療社会事業に関する調査研究を行おうとする、公益社団法人埼玉県医療社会事業協会会員に対して、その費用の一定額を補助することによって、医療社会事業に関する調査研究が旺盛に取り組み、医療社会事業の発展に資することを目的とする。

2 本事業の概要

- ① 調査研究の一定額を補助する。
- ② 協会の発送物に調査票等を同封することで調査の便を図る。
- ③ その他、本事業の目的に合致すること。

3 本事業の取り扱い

- ① 本事業の内、2―①～③を利用したい会員は、調査研究の目的・仮説・方法などを定められた書式（様式第12号）に従って記した文書を以って4月1日から6月31日までに協会に申請する。
- ② 本事業の主管は研修部であるが、申請に対する審査は、申請受付後直近の理事会において決定する。

4 調査研究補助の対象

以下の要件を全て満たすものであること。

- ① 調査研究の内容が、医療社会事業に関するものであること。
- ② 調査研究の成果が医療社会事業の発展に寄与するものであること。
- ③ 調査研究を行う個人、グループの代表は会員であること。
- ④ 調査研究の発表は申請当年度または次年度の埼玉県医療社会事業協会学会にて発表するものとする。尚、それができない場合には、当年度又は、次年度に誌上発表するものとする。

5 調査研究補助総額

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会会計細則第6条によるものとする。

《附則》

この規則は、平成27年11月18日から施行する。